

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第24号

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立有田窯業大学校管理規則（昭和60年佐賀県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（校長又は副校長の専決事項）</p> <p>第7条 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>（校長又は副校長の専決事項）</p> <p>第7条 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 条例第10条の規定による授業料等の減免に関すること。</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。